



事件番号 令和4年(コ)第193号、同第194号、同第195号

懲戒請求書 理由の追加

愛知県弁護士会

綱紀委員会 御中

令和4年12月9日

懲戒請求者 多田 雅史

標記の懲戒請求事件について、懲戒請求の理由の追加を提出する。

1 懲戒請求の理由の追加

(1) 対象弁護士等の医師法17条医業違反に係る証拠隠滅等

ア 懲戒請求者と原判決(甲1)の被控訴人との間の民事訴訟において、被控訴人のおにたけ整形外科の院長の鬼武宏行医師は、回答書(甲10)において、受付事務員に診療要請した患者の緊急性、並びに重複および過剰診療に当たるか否かを従前から継続反復して判断させていたことを認めている。これらの行為は、医行為(甲19)において、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為である。

イ したがって、懲戒請求者は、令和4年11月23日、被控訴人(医療法人幹和会 代表者理事長 鬼武義幹及び院長 鬼武宏行)を医師法17条医業違反(教唆犯又は共同正犯)として、愛知県警察天白警察署に刑事告発した(甲30ないし甲32)。

ウ 当初、懲戒請求者は、令和4年11月15日、被害届(甲30)を天白警察署の生活安全課に提出したが、同署の警部等は、被害届の受理を拒んだが、その後、同23日、被害届(修正版、甲31)を提出したところ、同署は、県警



本部生活経済課と協議すると回答し、同年12月6日、「被害届を告発状として告発するとの書面の提出をもって、告発状として受理することを決定した」との結論を伝えてきたため、懲戒請求者は、同日、被害届を告発状とする書面を提出した（甲32）。よって、同日、被控訴人に対する医師法17条違反の告発状は愛知県警察天白警察署に受理された。同法17条違反は同法31条に罰則規定がある。

エ 本件懲戒請求の対象弁護士等は、懲戒請求者と被控訴人との間の民事訴訟において、被控訴人の代理人として、被控訴人の医師法19条の応招義務違反及び医師法17条の医業違反に係る証拠隠滅等（刑法104条）を工作してきたため、その責任は重大である。

（2）対象弁護士等の健康保険法等並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則に係る証拠隠滅等

ア 懲戒請求者と原判決（甲1）の被控訴人との間の民事訴訟において、被控訴人のおにたけ整形外科の院長の鬼武宏行医師は、回答書（甲10）において、診療報酬支払機関から重複および過剰診療に当たるとして指導（警告）を受けたことを認めている。すなわち、被控訴人は、何らかの診療報酬の不正請求があったことが推認される。

イ また、前（1）項のとおり、被控訴人は、①診療報酬に係る不正行為の疑いの他、②医師法19条の応招義務違反、③同法17条の医業違反、④医療法15条の医療者の従業者に対する監督義務違反、⑤同法30条の7の医療連携体制の構築違反がある。

ウ したがって、懲戒請求者は、令和4年11月17日、診療報酬の不正を監視する東海北陸厚生局 指導監査課長 山越陽一氏に対して、診療報酬に係る不正行為の疑いについて、告発した（甲33）。併せて、懲戒請求者は、同日、名古屋市内の国民健康保険の支払機関である名古屋市健康福祉局生活福祉部 保険年金課長 前田 茂樹氏に対して、診療報酬に係る不正行為の疑いについ



て、告発した（甲 3 4）。今後、関係機関による被控訴人への立入調査等によりレセプトの不正が確認されれば、被控訴人の保険医の登録取消及び医療法人幹和会の保険診療機関の登録取消が行政処分される。

エ 本件懲戒請求の対象弁護士等は、懲戒請求者と被控訴人との間の民事訴訟において、被控訴人の代理人として、被控訴人の健康保険法等並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則に係る証拠隠滅等（刑法 1 0 4 条）を工作してきたため、その責任は重大である。

2 懲戒請求の対象弁護士等からの弁明書（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）に対する反論
懲戒請求者は、懲戒請求の対象弁護士等からの弁明書（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）
に対する反論書を提出する予定がある。

添付書類

- 甲 3 0 被害届（愛知県警察 天白警察署）
- 甲 3 1 被害届（修正版）（同上）
- 甲 3 2 天白警察署 生活安全課 御中
- 甲 3 3 告発書（東海北陸厚生局 指導監査課長）
- 甲 3 4 告発書（名古屋市健康福祉局生活福祉部 保険年金課長）

以 上